

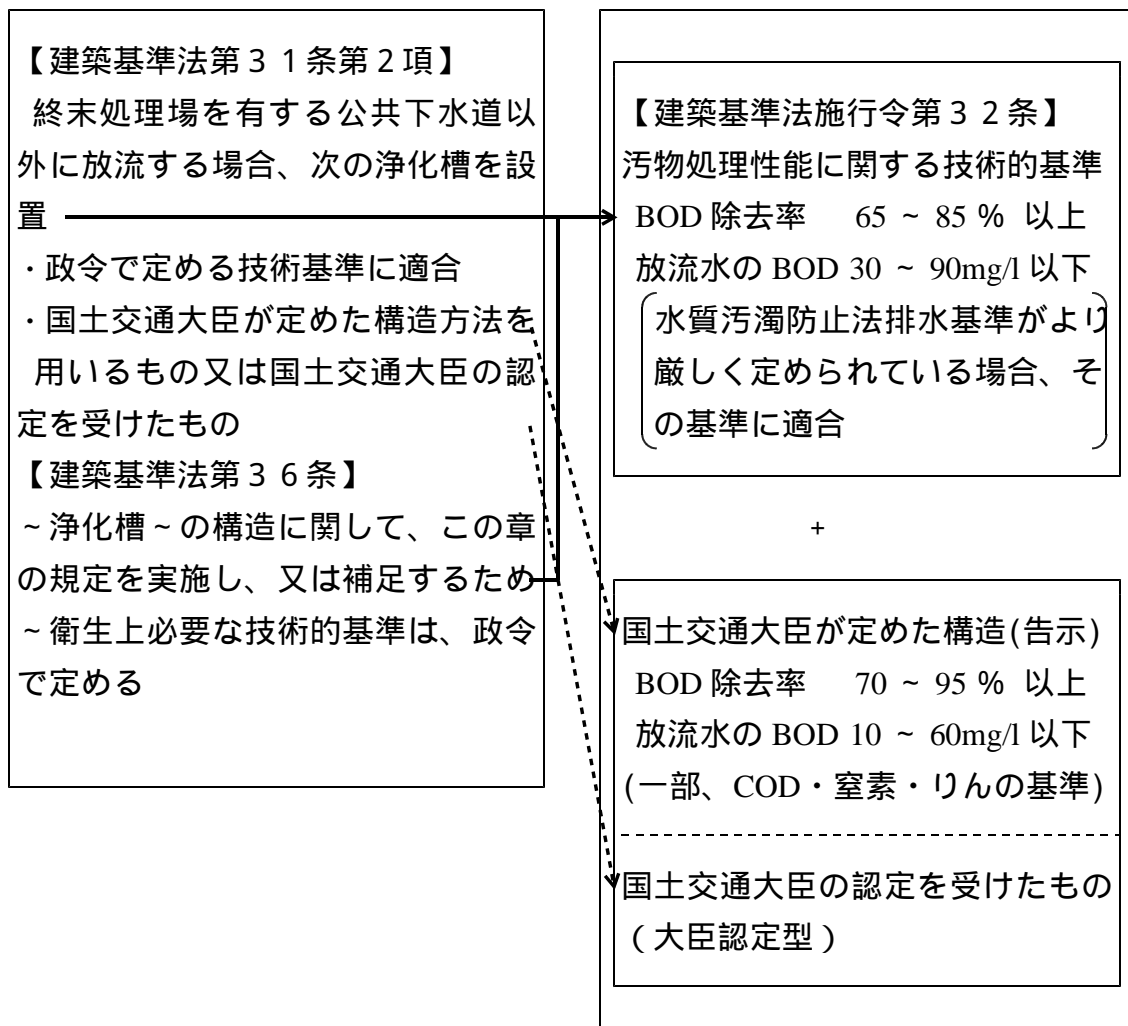
## 浄化槽法等の改正について

浄化槽法が平成 17 年 5 月 20 日、次のとおり改正(平成 18 年 2 月 1 日施行)されている。

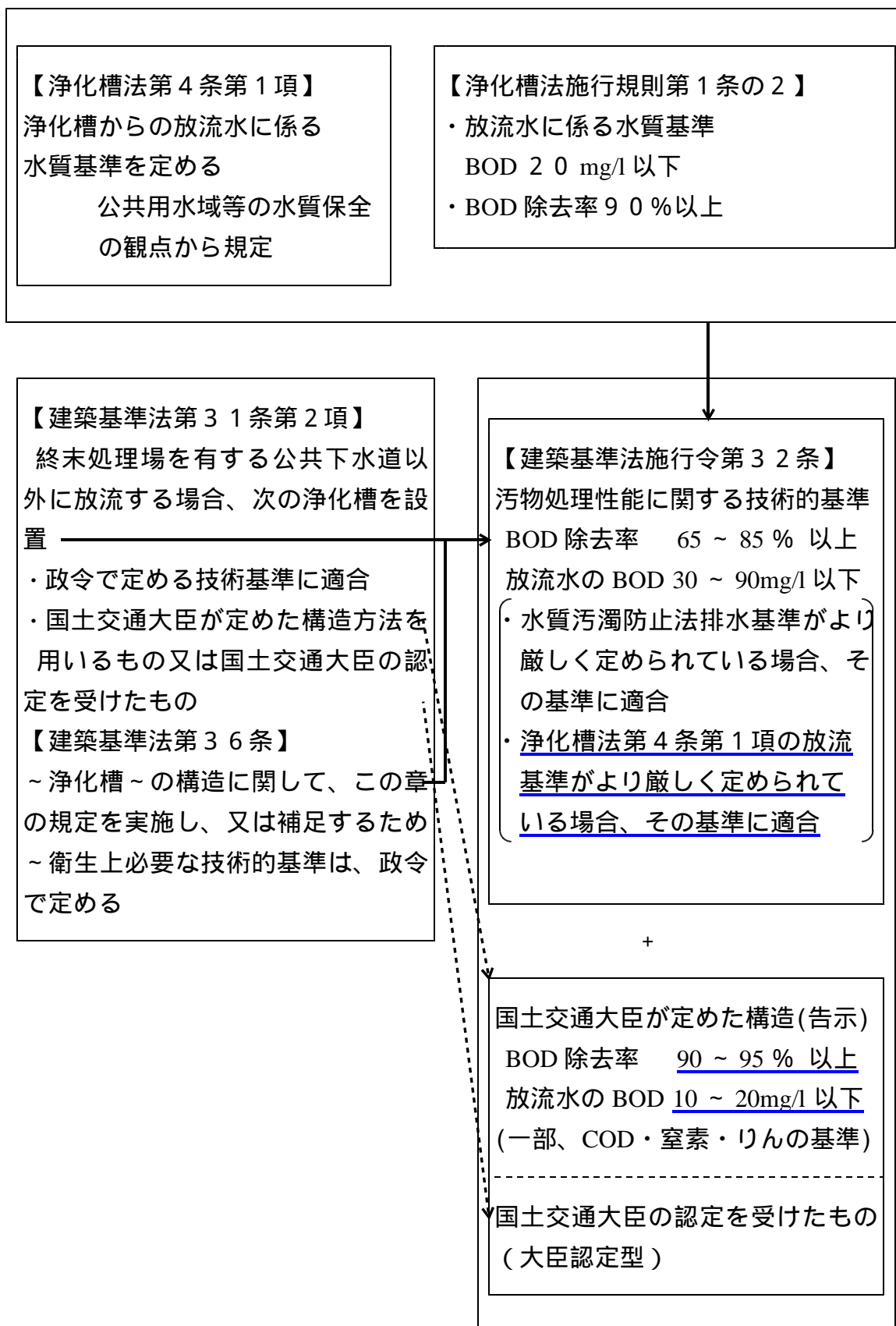
- ・第 1 条の目的に「公共用水域等の水質の保全等の観点から」が加わった。
- ・浄化槽に関する基準等(第 4 条)として、環境大臣が放流水の水質に係る技術上の基準(以下「放流水質基準」という。)を定める。

これを受けて、浄化槽法施行規則、建築基準法施行令等関係規定が次のとおり改正された。

### 浄化槽法等改正前



## 浄化槽法等改正後（平成18年2月1日施行）



## 国土交通大臣が定めた浄化槽の構造方法

【尿尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)】

			放流水質 (日間平均：単位mg/l)				備 考
			BOD	COD	窒素	りん	
第 2	一	回転板接触	6 0	(60)			平成18年2月1日前に設置されたもの又は同日において建築、修繕等の工事中的のものに限る。
	二	接触ばっ気					
	三	散水濾床					
	四	長時間ばっ気					
第 3	一	回転板接触	3 0	(45)			
	二	接触ばっ気					
	三	散水濾床					
	四	長時間ばっ気					
	五	標準活性汚泥					
第 6	一	回転板接触	2 0	(30)			
	二	接触ばっ気					
	三	散水濾床					
	四	長時間ばっ気					
	五	標準活性汚泥					
第 7	一	第 6 + 接触ばっ気 + ろ過	1 0	(15)			
	二	第 6 + 凝集沈澱					
第 8	一	第 7 の一 + 活性炭吸着	1 0	1 0			
	二	第 7 の二 + 活性炭吸着					
第 9	一	硝化液循環活性汚泥 + 凝集沈澱	1 0	(15)	2 0	1	
	二	第 6 + 硝化脱窒 + 凝集沈澱					
第 10	一	硝化液循環活性汚泥 + 脱窒 + 凝集沈殿	1 0	(15)	1 5	1	
	二	第 6 + 硝化脱窒 + 凝集沈澱					
第 11	一	硝化液循環活性汚泥 + 脱窒 + 凝集沈殿	1 0	(15)	1 0	1	
	二	第 6 + 硝化脱窒 + 凝集沈澱					

備考 1：201人槽以上の浄化槽に係る規定を抜粋した。

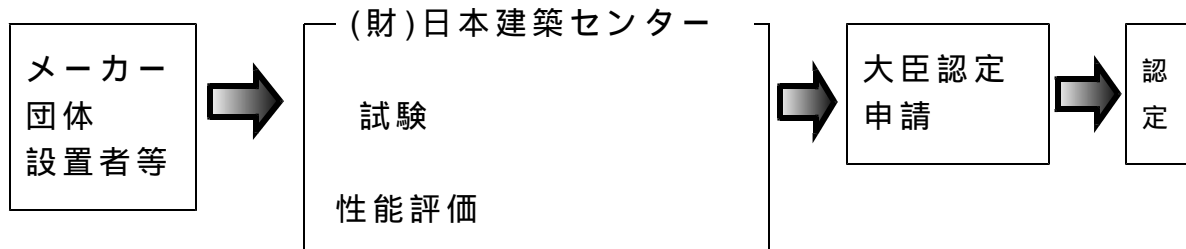
2：( )内の数字は、「第12 BOD以外の性能」(水質汚濁防止法排水基準への対応)により規定されるもの。SS(浮遊物質)については省略した。

3：槽容量等の詳細についての改正も過去に行われている。

4：「 」：本構造については凝集沈殿処理を行っているため、脱りん機能があると思われる。

# 建築基準法第31条の規定に基づく国土交通大臣 認定浄化槽について

## 認定の一般的な流れ



(財)日本建築センターは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26第3項の規定に基づく指定性能評価機関であり、浄化槽の認定に係る性能評価を行う者として指定されている。

### 性能評価の例

### 告示上の区分

#### 例 1

BOD	20
COD	-
窒素	15
りん	-



第6

#### 例 2

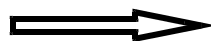
BOD	15
COD	20
窒素	15
りん	1



第6

#### 例 3

BOD	5
COD	10
窒素	10
りん	1



第11

注：大臣認定の浄化槽では、告示に規定されていない独自の装置を用いることができる。